

## 野沢温泉スキー場約款

### 第1章 総則

(適用範囲)

第1条 株式会社野沢温泉（以下「当社」という。）が野沢温泉村の指定管理者として管理する野沢温泉スキー場（以下「当スキー場」といいます。）の利用契約及び索道事業に関する運送契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般的な慣習によります。

2 当社がこの約款の趣旨、法令及び一般的な慣習に反しない範囲で、この約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

(定義)

第2条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) スノースポーツ  | スキーやスノーボードに代表される全ての雪上スポーツをいいます。  |
| (2) スキーヤー    | 有償・無償を問わず当スキー場を利用する全ての者をいいます。  |
| (3) スキー場区域   | 当スキー場内の区域をいいます。  |
| (4) 立入禁止区域   | スキー場区域内の滑走や出入りを禁止された区域をいいます。   |
| (5) 自己責任特別区域 | やまびこフォーリフト及びやまびこ第2フォーリフトを利用する、やまびこゲレンデのうち、AコースとBコースの間、DコースとEコースの間の林間区域をいいます。 |
| (6) スキー場区域外  | 当スキー場外の自然の雪山をいいます。   |
| (7) アクセスポイント | スキー場区域外に出ることが可能な場所をいいます。   |
| (8) サマーゲレンデ  | 滑走可能なプラスティックを敷き詰めたゲレンデをいいます。   |
| (9) 索道       | 当社が運行するリフト・ゴンドラをいいます。  |
| (10) 旅客      | 索道に有償・無償を問わず乗車する者をいいます。  |

### 第2章 スキー場利用契約

(利用又は継続の拒絶)

第3条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当スキー場の利用又は継続を拒絶します。

- (1) 当該利用の申込みが、この利用約款によらないものであるとき。
- (2) 当スキー場の利用に関し、申込者から、当社で対応できない特別な負担を求められたとき。
- (3) 当スキー場の利用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものであるとき。
- (4) 泥酔者等当スキー場利用上の安全を期しがたいと認められるとき。
- (5) 天災その他やむを得ない事由により当スキー場の利用に支障があるとき。
- (6) パトロール等当社の係員の指示に従わないとき。
- (7) スキーヤーが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会団体員等であるとき。
- (8) 前各号に掲げる外、正当な理由があるとき。

(利用の制限)

第4条 当社は、天候その他やむを得ない事由により当スキー場の安全に支障がある場合には、当スキー場の全部又は一部の利用を制限させて頂くことがあります。

2 当社は、競技会の開催、イベントの開催等、当社の都合により、当スキー場の一部の利用を制限させて頂くことがあります。

(スノースポーツに内在する危険)

第5条 スキーヤーは、スノースポーツには、内在する次の各号の危険があることをご理解の上、当スキー場をご利用ください。

- (1) 降雪、吹雪、降雨、濃霧等、天候にともなう危険
- (2) 崖、斜面、凸凹、溝、沢等、地形に伴う危険
- (3) アイスバーン、深雪、クレバス、雪崩等、雪質や雪面状態による危険
- (4) 立木、切り株、茂み、岩石、露出した地表等、自然の障害物による危険
- (5) 索道の支柱、人工降雪設備、標識、ロープ、マット等、人工の工作物との衝突による危険
- (6) 雪上走行車との衝突の危険
- (7) スノーパークの利用にともなう危険
- (8) スピードの出し過ぎによる危険
- (9) 自己転倒による危険
- (10) 他のスキーヤーとの衝突による危険
- (11) 疲労、飲酒、薬の服用、体調不良による危険
- (12) 不適切な用具の使用による危険
- (13) その他、これらに類する危険

(行動規則)

第6条 スキーヤーは、次の各号を遵守してください。

- (1) 他人を傷つけたり、おびやかしたりしてはなりません。
- (2) 地形・天候・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を回避するために止まれるよう、滑り方を選んでください。
- (3) 前にいる人の滑走を妨害しないでください。
- (4) 追い越すときは、その人との間隔を十分にあけてください。
- (5) 滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上をよく見て安全を確かめてください。
- (6) ゲレンデ・コース内で座り込んではならず、せまい所や上から見通せない所では立ち止まることを慎み、転んだときは、すばやくゲレンデ・コースをあけてください。
- (7) 登るとき、歩くとき、止まるときは、ゲレンデ・コースの端を利用してください。
- (8) スキーやスノーボードには流れ止めをつけてください。
- (9) 掲示・標識・場内放送等の注意を守り、当社のパトロールや係員の指示に従ってください。
- (10) 事故にあったときは救助活動と通報に協力し、当事者、目撃者を問わず身元を明らかにしてください。

(自己責任特別区域)

第7条 自己責任特別区域は、自然の地形そのままの区域であって、立木や索道の支柱に衝突するおそれがあることを十分ご承知のうえ、自己の責任において滑走してください。

2 自己責任特別区域には、立木や索道の支柱にマットを設置しておりません。

3 自己責任特別区域において救助を必要とするときは、第20条に定める救助費用が発生します。

(滑走可能用具)

第8条 当スキー場においては、スキー、スノーボード、スノースケート、スノーフィート、スノーモト、エアーボード、セパレートスノーボード及びスノースケートのみが、全てのゲレンデ・コースを滑走可能です。

2 スノーシューは、日影ゴンドラ、長坂ゴンドラ又は上ノ平フォーリフトのみご乗車できます。

3 第1項記載以外の滑走用具については、当社指定のソリ専用ゲレンデ又はキッズパークをご利用ください。

(禁止行為)

第9条 スキーヤーに対しては、次の各号を禁止します。

(1) 立入禁止区域に立ち入ったり、滑走したりすること。

(2) 当スキー場の営業時間外に当スキー場に立ち入ること。

(3) アクセスポイント以外からスキー場区域外に出ること。

(4) 当社が定めた場所以外でスキー場区域をハイクアップすること。

(5) 立木、リフト支柱、人工降雪設備、ネット、ロープ、マット等の間近を滑走すること。

(6) 他のスキーヤーの間近を滑走すること。

(7) 圧雪車（コース整備車）を含む全ての雪上走行車に近づくこと。

(8) 索道の運行を妨げること。

(10) 飲酒や薬の服用等の影響により、心身が正常でない状態で滑走すること。

(11) 野沢温泉スキー場管理条例（以下「管理条例」といいます。）の第9条に反し、当スキー場で営業行為を行うこと。

(12) 当社の許可なく、ドローンを飛行させること。

(13) 当スキー場で幕営等をすること。

(14) 当社が定めた場所以外で喫煙すること。

(15) サマーゲレンデにおいて当社が定めたWAX、オイル等以外を使用すること。

(16) サマーゲレンデにおいて当社が定めた場所以外でチューンナップすること。

(17) 空き缶、たばこの吸い殻、その他の物品を当社が定めた場所以外に捨てたり、放置したりすること。

(18) 犬等の動物をスキー場に放つこと。

(19) その他、これらに類する行為

(徐行義務)

第10条 スキーヤーは、次の各号の状況下では徐行してください。

(1) SLOWの標識のあるところ。

(2) 地形や障害物で、前方が見えにくいところ。

- (3) シーズン初めや春先等で積雪が十分でないところ。
- (4) 降雪、吹雪、濃霧、日没時等で視界が悪いとき。
- (5) 天候の具合で雪面の高低や凸凹が分かりにくい状況のとき。
- (6) 立木、切り株、茂み、岩石、露出した地形等、自然の障害物に近づいたとき。
- (7) 索道の支柱、人工降雪設備、ネット、ロープ、マット等、人工の工作物に近づいたとき。
- (8) ゲレンデ・コースの合流地点や狭いところ。
- (9) 索道の乗り場や降り場に近づいたとき。
- (10) ゲレンデ・コースが混雑しているとき。
- (11) キッズパークに近づいたとき。
- (12) 業務のために出動しているパトロールや運行している雪上走行車に近づいたとき。
- (13) その他、徐行しないと危険な箇所を滑走するとき。

(滑走用具等の移動)

第11条 当社は、当スキー場の管理に支障が生じる場合には、スキーヤーが当スキー場内に置いた滑走用具、荷物等をスキーヤーの許可なく移動させることができます。

(スノーパークの利用)

第12条 当スキー場のスノーパークをご利用するときは、次の各号を遵守してください。

- (1) 掲示板に記載された注意事項に従うこと。
- (2) 自らの能力と技術の範囲内で滑走すること。
- (3) 着地点の周囲の安全を確認してからスタートすること。
- (4) ヘルメットその他必要な防具を着用すること。

(サマーゲレンデの利用)

第13条 サマーゲレンデをご利用するときは、次の各号を遵守してください。

- (1) 転倒時には、雪上滑走よりも大きなケガや用具の損傷のおそれがあることを十分ご承知ください。
- (2) 滑走時には、摩擦熱で滑走面等が損傷するおそれがあることから、サマーゲレンデ専用のスキー、スノーボードのご利用をお勧めします。
- (3) 滑走時には必ずグローブを、半そで、半ズボンで滑走するときは、肘、膝パットを着用してください。

(指導者の責務)

第14条 当スキー場において受講者を指導・監督する者（以下「指導者」といいます。）は、この約款を率先して遵守してください。

- 2 指導者は、受講者に滑走技術を教えるだけでなく、この約款に定める事項及び安全に滑走する方法も指導してください。
- 3 指導者は、他のスキーヤーの妨げとなるような方法や場所で指導することを控えてください。
- 4 指導者は、天候、雪質、コース状況等を考慮したうえ、受講者に不適切な課題を課したり、危険にあわせたりしないよう指導してください。

(受講者の責務)

第15条 受講者は、当スキー場において他のスキーヤーに対して何らの優先権を持ちません。

2 受講者は、指導者の指示や注意に従うだけではなく、自らこの約款に定める事項を守って行動してください。

(子供の保護者・付添人の責務)

第16条 保護者・付添人は子供の能力を見極め、子供を危険にあわせないようにしてください。

2 保護者・付添人は、子供に対し、この約款に定める事項について教えるよう努めてください。

(スキー学校の許可)

第17条 管理条例の第12条1項に基づき、当スキー場における常設のスキー学校は当社が運営する野沢温泉スキースクールのみとなります。

2 管理条例の第12条2項により、野沢温泉スキースクール以外のスキー学校の開設については、当社の許可が必要となり、別に定める当社が定めた許可基準をみたす必要があります。

(安全用具)

第18条 スキーヤーは、ヘルメット等の安全用具を着用するように努めてください。

(保険加入の勧め)

第19条 スキーヤーは、事故に備えて、あらかじめ傷害保険や損害保険に加入するよう努めてください。

(検索救助費用の弁償)

第20条 野沢温泉村スキー場安全条例の第11条に基づき、スキー場区域外で発生した遭難事故により、検索救助を受けた場合には、検索救助を受けた者又は検索救助要請を行った者に対し、次の各号の費用を請求いたします。

(1) 救助隊員（スキー場区域外）	1人1日	40,000円
(2) 補助員（スキー場区域のスノーモービル運転等）	1人1日	25,000円
(3) 事務局員	1日	20,000円
(4) 保険料		実費
(5) 食糧費	1人1食	1,500円
(6) 本部設営費	1日	50,000円
(7) スノーモービル	1日1台	30,000円
(8) 雪上走行車等大型車	1日1台	50,000円から
(9) 索道時間外運行	1索道	300,000円から
(10) 無線機	1日1台	10,000円
(11) 大会議室利用料	1日	50,000円
(12) 小会議室利用料	1日	30,000円
(13) 駐車場利用料	1日1台	1,000円
(14) 夜間ナイター・照明使用料	1日	50,000円から
(15) 普通乗用車使用料	1日1台	8,000円
(16) ワゴン車等大型車使用料	1日1台	15,000円
(17) 救助備品使用料	1日	50,000円
(18) その他諸経費		実費

2 前項の1日とは、当日の0時から24時であって、時間に関係なく少しでも活動すれば1日となります。

3 第1項1号から3号の費用は、搜索救助が、午後5時から午後10時の何れかの時点にあたるときは25%の割増、午後10時から翌午前6時の何れかの時点にあたるときは50%の割増となります。

(損害賠償請求)

第21条 当社は、スキーヤーの故意若しくは過失により又はスキーヤーが法令若しくはこの約款の規定を守らないことにより、当社が損害を受けた場合には、そのスキーヤーに対し、その損害の賠償を求めます。

(カスタマーハラスメントへの対応)

第22条 当社は、スキーヤー又は旅客からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、当社の労働者の就業環境が害されるものを、カスタマーハラスメントと認定します。

2 当社は、カスタマーハラスメントと認定したとき、スキーヤー又は旅客からのクレーム・言動に対応できない理由を当該スキーヤー又は旅客にご説明させて頂いたうえ、次の各号に定める対応をいたします。

- (1) 膠着状態に至ってから一定時間を超えるとき、お引き取りを願う又は電話を切ります。
- (2) 複数回の電話に対しては、あらかじめ時間をお伝えし、それ以上の対応はしません。
- (3) 連絡先を取得し、繰り返し不合理な要求があったとき、次回以降は対応しません。
- (4) クレーム・言動を録音・録画します。
- (5) SNSやインターネット上の誹謗中傷に関しては、損害賠償を請求し、名誉棄損等の犯罪行為に該当するときは、警察に被害届等を提出します。
- (6) 必要に応じて弁護士への相談や警察に通報をします。

第3章 索道運送契約

(係員の指示)

第23条 旅客は、当社の係員が運送の安全確保と秩序維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

(運送の引受け)

第24条 当社は、次条の規定により運送の引受け若しくは継続を拒絶するとき又は第4条の規定により運送を制限するときを除いて、旅客の運送を引き受けます。

(運送の引受け及び継続の拒絶)

第25条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶します。

- (1) 当該運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 当該運送に適する設備がないとき。
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (5) 天災その他やむを得ない事由により運送上支障があるとき。
- (6) 旅客が当社の係員の指示に従わないとき。

- (7) 索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和62年運輸省第16号）第40条1項に規定する物品を所持するとき。
- (8) 旅客が泥酔した者又は監護者に伴われていない小児等であって、運送上の安全を期し難いと認められるとき。
- (9) 旅客が感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。
- (10) 前各号に掲げる場合の外、正当な事由があるとき。

（運転開始時刻等）

第26条 運転開始及び終了時刻は、別に定め、関係の営業所その他の事業所（以下「事業所」といいます。）及び当該索道の停留場に掲示します。

2 運転開始及び終了時刻は、天災その他やむを得ない事由による運送上支障がある場合には、変更されることがあります。

（運送の制限等）

第27条 当社は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき又は当社の都合により、索道の運転を制限又は停止、乗車券及びICカード（以下「ICチケット」といいます。）の販売を制限又は停止、定員又は手回品の大きさ若しくは個数を制限することがあります。

2 当社は、前項の規定による制限又は停止をする場合には、あらかじめ、その旨を事業所、チケットセンター及び当該索道の停留場に掲示します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

（索道の乗降にあたって）

第28条 旅客は、索道の利用にあたって当社が定めて停留場等に掲示した利用上の注意事項に従って頂きます。

2 リフト乗車時は、次の各号を遵守してください。

- (1) リフト利用に不安な方は当社の係員に申し出てください。
- (2) リフト「のりば」の表示位置でキー、スノーボードを正しく前に向けて待機してください。
- (3) 乗りそこねたら、直ぐにリフトから離れてください。
- (4) リュック等はひざにのせ、衣類等のヒモにも注意してください。
- (5) スノーボードは流れ止めをつけ、ハイバックをたたんでください。
- (6) セーフティーバーを下し、深く腰掛けてください。
- (7) 「おりば」が近づいたら降りる準備をし、降りた後はまっすぐに進んでください。

3 リフト乗車時は、次の各号を禁止します。

- (1) イスを揺らすこと。
- (2) イスから飛び降りること。
- (3) イスの上でふざけたり、後ろを向いたりすること。
- (4) ストック等で索道の支柱等にさわること。

(乗車券の所持)

第29条 旅客は、乗車券又はICチケットを所持しなければ索道に乗車できません。

(乗車券の発売)

第30条 当社は、乗車券及びICチケットをチケットセンター等において発売します。

(乗車券の効力)

第31条 乗車券及びICチケットは、複数人による使い回しはできず、同一人のみご利用できます。

2 旅客が、前項、第3条、第9条1号、3号、11号、15号又は16号に違反した場合には、当該旅客が使用する乗車券又はICチケットを使用停止にします。

3 有償無償を問わず、旅客が譲渡若しくは貸与した乗車券及びICチケット又は旅客その他の者が偽造若しくは変造した乗車券及びICチケットは無効とします。

(改札等)

第32条 当社は、停留場の係員又は停留場に設置にされたICゲートにおいて、改札を行います。

2 旅客は、当社の係員が乗車券又はICチケットの点検のため、乗車券又はICチケットの提示を求めたときは、これを拒むことはできません。

(運賃及び適用方法)

第33条 当社が旅客から收受する運賃及び料金は、事業所又はチケットセンター等に掲示したものによります。

2 ICチケットには、保証金が必要なハードタイプのものと、保証金が不要なソフトタイプのものがあります。

3 保証金は、ハードタイプのICチケット返却時に返金いたします。ただし、ICチケットに破損等があるときは、返金いたしません。

4 保証金の返金は、ハードタイプのICチケットをご購入頂いたシーズン中にお願いします。

5 保証金が不要なソフトタイプのICチケットはお持ち帰りいただけますが、ご不要なときは、チケットセンター等のリフト券販売窓口又は返却BOXにお戻しください。

(運転中止のときの運送途中の旅客に対する取扱い)

第34条 天災その他やむを得ない事由により、索道の運転を中止した場合には、運送中の旅客に対し、途中降車等の安全措置を講じ、運転再開後に当社の責任により必要な運送継続の措置を行います。

(運賃の払戻し)

第35条 天災その他やむを得ない事由により全ての索道の運転を中止した場合には、別に定める規程により運賃の払戻しを行います。ただし、風、雨、雪、雷及び霧等により、運送の安全確保のため一時的に運転を中止したときは、この限りではありません。

(乗車券の再発行)

第36条 当社は、旅客が乗車券又はICチケットを紛失したときは、乗車券又はICチケットの再発行をしません。

(旅客に対する責任)

第37条 当社は、当社が運行する索道の運送によって、旅客の生命又は身体を害した場合には、こ

れによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社が当該索道の運送に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでありません。

2 第1項の規定にかかわらず、当社は次の各号のいずれかに該当する場合には、責任を負わないことがあります。

(1) 大規模な火災、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときにおいて運送を行うとき。

(2) 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行うとき。

(手回品に関する責任)

第38条 当社は、索道の運送によって生じた、旅客の滑走用具、着衣、メガネ、時計その他の身の回り品について滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じません。ただし、その滅失又はき損について当社の係員に故意又は過失があったときは、この限りでありません。

(旅客の責任)

第39条 当社は、旅客若しくは荷主の故意若しくは過失により又は旅客若しくは荷主が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより、当社が損害を受けたときは、その旅客又は荷主に対し、損害の賠償を求めます。

(割増運賃等)

第40条 当社は、旅客が次のいずれかに該当する場合には、所定の運賃額及びその2倍の割増運賃の支払いを求めます。

(1) 乗車時に有効な乗車券又はICチケットを使用しない等で無賃乗車したとき。

(2) 乗車券又はICチケットを複数人で使い回したとき。

(3) 有償無償を問わず旅客が譲渡又は貸与した乗車券又はICチケットにより乗車したとき。

(4) 偽造又は変造した乗車券又はICチケットにより乗車したとき。

#### 第4章 約款の変更等

(約款の変更等)

第41条 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたとき、民法第548条の4の規定に基づいて変更するものとします。

2 変更を行う旨、変更後の規定の内容及びその効力発生時期は、効力発生時期が到来する1か月前までに、当社のウェブサイト等により周知いたします。

#### 附 則

この約款は、令和7(2025)年12月19日より実施します。

株式会社野沢温泉 代表取締役 片桐幹雄